



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和4年2月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 3 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 4 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第 5 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6
議第 6 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第 7 号	美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について	9
議第 8 号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	10
議第 9 号	美濃加茂市文化財保護条例の一部を改正する条例について	12
議第 10 号	美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	14
議第 11 号	美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について	15
議第 12 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	16
議第 13 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	17
議第 14 号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	18
議第 15 号	美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について	20

◎ 改正の概要

令和 3 年 8 月 1 0 日に行われた人事院勧告に基づき、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0. 1 5 月分（再任用職員については 0. 1 月分）引き下げる改正を行うものです。

なお、令和 3 年度の期末手当の引下げに相当する額（以下「令和 3 年 1 2 月の引下げ分」という。）については、国家公務員の取扱いに準じて、令和 4 年 6 月の期末手当から、併せて減額することで調整を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当の引下げ（第 2 0 条関係）

令和 4 年度の期末手当の支給月数を 0. 1 5 月分引き下げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行の 4. 4 5 月から 4. 3 月に改定します。令和 3 年 1 2 月の引下げ分（0. 1 5 月分）についても、併せて 6 月の期末手当で調整します。

また、再任用職員については、令和 4 年度の期末手当の支給月数を 0. 1 月分引き下げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行の 2. 3 5 月から 2. 2 5 月に改定します。令和 3 年 1 2 月の引下げ分についても、併せて 6 月の期末手当で調整します。

【参考】 期末手当の見直し（一般職）

区 分	現行 (R3. 4. 1時点)		改正後 (R4. 4. 1時点)		引下げ分
6 月 支給割合	期 末	1. 2 7 5 月	期 末	1. 2 月	0. 0 7 5 月
	勤 勉	0. 9 5 月	勤 勉	0. 9 5 月	—
1 2 月 支給割合	期 末	1. 2 7 5 月	期 末	1. 2 月	0. 0 7 5 月
	勤 勉	0. 9 5 月	勤 勉	0. 9 5 月	—
合 計		4. 4 5 月		4. 3 月	0. 1 5 月

再任用（一般職）

区 分	現行 (R3. 4. 1時点)		改正後 (R4. 4. 1時点)		引下げ分
	期 末	0. 7 2 5月	期 末	0. 6 7 5月	
6月 支給割合	期 末	0. 7 2 5月	期 末	0. 6 7 5月	0. 0 5月
	勤 勉	0. 4 5月	勤 勉	0. 4 5月	—
1 2月 支給割合	期 末	0. 7 2 5月	期 末	0. 6 7 5月	0. 0 5月
	勤 勉	0. 4 5月	勤 勉	0. 4 5月	—
合 計		2. 3 5月		2. 2 5月	0. 1月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例により算定される期末手当の額（基準額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日現在における次の各号の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（調整額）を減じた額とします。

調整額が基準額以上となる場合には、期末手当は支給しません。

(1) 再任用職員以外の職員

イ ロ（特定管理職員）以外の職員 1 2 7. 5分の1 5

ロ 給料表6級以上（特定管理職員） 1 0 7. 5分の1 5

(2) 再任用職員

イ 特定管理職以外の職員 7 2. 5分の1 0

ロ 特定管理職員 6 2. 5分の1 0

〔議第 2 号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書：3頁】

◎ 改正の概要

令和3年8月10日に行われた人事院勧告に基づき、美濃加茂市職員の給与に関する条例と同様に、特定任期付職員の期末手当を引き下げる改正を行うものです。

なお、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（以下「令和3年12月の引下げ分」という。）については、国家公務員の取扱いに準じて、令和4年6月の期末手当から、併せて減額することで調整を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当の引下げ（第9条関係）

令和4年度からの特定任期付職員の期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き下げ、3.25月に改定します。令和3年12月の引下げ分（0.1月分）についても、併せて6月の期末手当で調整します。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R3. 4. 1時点)	改正後 (R4. 4. 1時点)	引下げ分
6月 支給割合	1. 6 7 5月	1. 6 2 5月	0. 0 5月
1 2月 支給割合	1. 6 7 5月	1. 6 2 5月	0. 0 5月
合 計	3. 3 5月	3. 2 5月	0. 1月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例により算定される期末手当の額（基準額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（調整額）を減じた額とします。

調整額が基準額以上となる場合には、期末手当は支給しません。

〔議第3号〕

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：5頁】

◎ 改正の概要

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関して、令和3年8月10日に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」等の中で、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については、令和4年4月1日の施行とされています。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められており、地方公共団体の非常勤職員の育児休業・介護休暇等についても国家公務員の取扱いに準じて、令和4年4月1日から取得要件の緩和を行うものです。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を促進するための措置を規定することで、男性職員による育児や、女性職員の活躍をさらに促進するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止します。

○ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置（第22条及び第23条関係）

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講ずる旨を規定します。

- ① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の説明及び育児休業の意向確認等
- ② 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備）等

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

〔議第4号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：8頁】

◎ 改正の概要

令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き下げるため条例を改正するものです。

なお、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（以下「令和3年12月の引下げ分」という。）については、国家公務員の取扱いに準じて、令和4年6月の期末手当から、併せて減額することで調整を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和4年度からの期末手当の支給月数を年間で0.15月分引き下げ、4.3月に改定します。令和3年の12月の引下げ分（0.15月分）についても、併せて6月の期末手当で調整します。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R3.4.1時点)	改正後 (R4.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	2.225月	2.15月	0.075月
12月 支給割合	2.225月	2.15月	0.075月
合 計	4.45月	4.3月	0.15月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例により算定される期末手当の額（基準額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（調整額）を減じた額とします。

調整額が基準額以上となる場合には、期末手当は支給しません。

〔議第5号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：10頁】

◎ 改正の概要

令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き下げるため条例を改正するものです。

なお、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（以下「令和3年12月の引下げ分」という。）については、国家公務員の取扱いに準じて、令和4年6月の期末手当から、併せて減額することで調整を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和4年度からの期末手当の支給月数を年間で0.15月分引き下げ、4.3月に改定します。令和3年の12月の引下げ分（0.15月分）についても、併せて6月の期末手当で調整します。

【参考】 期末手当の見直し

区 分	現行 (R3.4.1時点)	改正後 (R4.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	2.225月	2.15月	0.075月
12月 支給割合	2.225月	2.15月	0.075月
合 計	4.45月	4.3月	0.15月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例により算定される期末手当の額（基準額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（調整額）を減じた額とします。

調整額が基準額以上となる場合には、期末手当は支給しません。

〔議第6号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：12頁】

◎ 改正の概要

会計年度任用職員の期末手当について、令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、美濃加茂市職員の給与に関する条例を改正することに伴い、読み替え規定の変更と、期末手当の支給月数を0.1月引き下げる改正を行うものです。

なお、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（以下「令和3年12月の引下げ分」という。）については、国家公務員の取扱いに準じて、令和4年6月の期末手当から、併せて減額することで調整を行うものです。

また、月額会計年度任用職員の期末手当基礎額について、正職員と同様に算出できるよう改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当の改定（第8条関係）

美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項の期末手当の支給月数を「100分の120」（令和4年度の支給月数）とするため、本条の読み替え規定を「100分の120」とし、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げ、1.35月に改定します。令和3年12月の引下げ分（0.1月分）についても、併せて6月の期末手当で調整します。

また、月額会計年度任用職員の期末手当基礎額について、「前基準日の翌日からそれぞれその基準日までの在職期間における報酬の1月当たりの平均額」を「基準日現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の額」とします。

【参考】 期末手当の見直し

区 分	現行 (R3.4.1時点)	改正後 (R4.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	0.725月	0.675月	0.05月
12月 支給割合	0.725月	0.675月	0.05月
合 計	1.45月	1.35月	0.1月

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ **令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置**

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例により算定される期末手当の額（基準額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得た額（調整額）を減じた額とします。

調整額が基準額以上となる場合には、期末手当は支給しません。

◎ **改正の概要**

国民健康保険事業費納付金の額の変動、国庫負担金、県支出金、保険料などの収入額の変動の影響による急激な国民健康保険料負担の上昇の抑制その他事業運営に必要な経費に不足が生じた際の財源に、基金を充てることにより国民健康保険事業の健全な財政運営を行うための所要の改正を行います。

◎ **改正の主な内容**

○ **設置の目的を改正（第1条関係）**

保険事業費納付金の財源その他の保険事業に要する費用に充当するためという目的から、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するためと改めます。

○ **積立ての限度額を廃止（第2条関係）**

前年度の保険給付費に要する費用の総額の4分の1を限度とする規定を廃止します。

○ **処分の規定を追加（第6条関係）**

基金は、美濃加茂市国民健康保険事業に必要な経費の財源に充てることに限り、処分することができる旨定めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

【議案書：16頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
条例改正に影響する施行日	令和元年6月20日
改正された法令	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
条例改正に影響する条	第15条の4及び第21条の3

○ 条例改正趣旨

マイナンバーカード普及促進のため、コンビニエンスストアや市役所本庁舎に設置している多機能端末機を利用した場合の手数料を減額していますが、交付率が国の設定する目標値に達していないため、特例期間を2年間延長します。

また、本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存することが明文化されたことに伴い、従前から「住民票写し等の交付」として手数料を徴収していたものを、「除票の写しの交付」として明確にするための条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 多機能端末機を利用した場合の特例の期間延長（附則第3項関係）

令和2年11月1日から令和4年3月31日までを令和6年3月31日までに改めます。

○ 住民基本台帳法（以下「法」という。）の施行に関する事務の追加（別表関係）

従前、「住民票写し等交付手数料」及び「戸籍附票写し交付手数料」で徴収していたものを、新たに「除票の写し等交付手数料」及び「戸籍の附票の除票の写し交付手数料」として規定するために次のとおり追加します。

- ・法第15条の4第1項から第4項までの規定による除票の写し等の交付
1通につき 300円
- ・法第21条の3第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の除票の
写しの交付
1通につき 300円

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正された法令	文化財保護法（昭和25年法律第214号）

○ 条例改正趣旨

改正後の文化財保護法第183条の3の規定による「文化財保存活用地域計画」の作成のため、美濃加茂市文化財保護審議会に加え、新たな諮問機関として美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会を設置します。

なおこの計画では、美濃加茂市の文化財の保存と活用の方針を明確にするとともに、文化財に対する認識を市民と共有し、次世代に継承していくべきものを適切に保存・活用していくことで、地域への「愛着」「誇り」の醸成へとつながっていくように取り組んでいきます。

◎ 改正の主な内容

第7章を第8章に繰り下げ、第7章として文化財保存活用地域計画協議会の章を追加し、文化財保存活用地域計画協議会の設置に関し必要な事項を規定します。

○ 設置（第33条関係）

教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として、美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く旨規定します。

○ 協議会の所掌事務（第34条関係）

協議会の所掌事務について規定します。

- ・ 委員会の諮問に応じて、美濃加茂市文化財保存活用地域計画の基本方針及びその内容について答申します。
- ・ 認定された美濃加茂市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行います。

○ 協議会への諮問（第35条関係）

委員会は、文化財保存活用地域計画を作成し、又は変更しようとするとき

は、あらかじめ協議会に諮問しなければならない旨規定します。

○ **協議会の組織（第36条関係）**

協議会の組織については次のとおりとします。

- ・ 定数 10名以内
- ・ 委員構成 次に掲げる者から委員会が委嘱します。
 - (1)学識経験を有する者
 - (2)文化財関係団体の者（文化財を保存し、又は活用するもの）
 - (3)観光関係団体の者
 - (4)関係行政機関の職員
 - (5)その他委員会が必要と認める者
- ・ 任期 3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ・ 身分 非常勤特別職となります。

○ **協議会の会長（第37条関係）**

協議会の会長について必要な事項を定めます。

○ **協議会の議事（第38条関係）**

協議会の定足数は、過半数とし、出席議員の過半数をもって議事を決めます（可否同数の場合は会長が決めます。）。

○ **協議会の組織（第39条関係）**

協議会の庶務は委員会において処理します。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ **美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**

別表に「美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会委員」を加えます。

※報酬の額は、日額11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

※費用弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額

〔議第10号〕

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

【議案書：21頁】

◎ **改正の概要**

すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンターは、総合福社会館の営業日に合わせ、祝日を休館日としてきました。

デイサービスセンターの利用日が祝日に当たる場合に利用者は1回分デイサービスに通うことができなくなっています。

そこで、継続した支援を行うため、原則として祝日の営業を行うように改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **開館時間等の改正（第6条関係）**

休館日について、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を削ります。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）
条例改正に影響する施行日	令和4年4月1日
改正された法令	国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	第20条、第20条の12及び第32条 第32条の3（令和4年4月1日施行分）

○ 条例改正趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）が令和4年2月18日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、必要な条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正

○ 賦課限度額の引上げ（第20条、第20条の12及び第32条関係）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に引き上げます。

後期高齢者支援金分賦課額に係る賦課限度額を現行の19万円から20万円に引き上げます

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担増加を抑えることとなります。

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正

○ 未就学児の均等割保険料軽減に係る端数処理の明確化（第32条の3）

保険料軽減の端数処理を明確化します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の規定は、令和4年度以降の保険料から適用し、令和3年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 1 2 号〕

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

市営住宅の一部を用途廃止し、定住促進住宅として活用するため、関係する条例を改正するものです。

現在、三和住宅は市営住宅 1 2 戸、定住促進住宅 6 戸として運営していますが、市営住宅の新たな入居者が少ないこと、定住促進住宅が満室となったことから、市営住宅のうち空室 3 戸を定住促進住宅へ移行し、市営住宅の空室解消及び三和地区の居住者増加を図ります。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

○ 別表（第 3 条関係）の改正

三和住宅備考欄の「A 1 A 8 A 1 0」を削ります。

第 2 条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

○ 戸数・住宅番号の変更（第 2 条関係）

表中の戸数「6 戸」を「9 戸」に改め、住宅番号欄に「A 1 A 8 A 1 0」を新たに加えます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）
条例改正に影響する施行日	令和4年4月1日
改正される法令	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）
条例改正に影響する条等	第3条第2項ただし書

○ 条例改正趣旨

生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くおそれがあることから、年金の受給権保護のため年金担保貸付事業が廃止されることに伴い改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保にすることができる例外規定を削ります。（第3条第2項ただし書）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 経過措置

- ・ この条例の施行日の際に担保に供している傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、従前の例により担保に供することができます。
- ・ 施行日前において申込をしている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も担保に供することができるようにします。

◎ 改正の概要

消防庁において行われた「消防団員の処遇等に関する検討会」による令和3年4月の中間報告を受けて、令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知が発出され「非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「消防庁基準」という。）」が定められました。

消防団員の処遇改善及び新規加入の促進に資するため、消防庁基準で示された標準額を基本とし、また近隣市の状況を鑑み、全階級の団員の年額報酬を見直し増額する改正を行います。

また、現在、出動に応じた手当を費用弁償で支給していますが、消防庁基準に基づき出動内容に応じた報酬として支給するよう改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ 年額報酬額の改正（第11条関係）

階級	改正後	改正前
団長	100,000円	90,000円
副団長	80,000円	70,000円
分団長	70,000円	55,000円
副分団長	60,000円	45,000円
部長	55,000円	40,000円
班長	45,000円	36,000円
団員	38,000円	33,000円

○ 出動報酬の創設（第11条関係）

消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、1日につき次に掲げる出動報酬を支給します。ただし、第1号及び第2号の職務に従事した時間が4時間以下のときは2分の1の額とします。

- (1) 災害の出動 8,000円（8時間を超えた4時間（1時間未満は1時間とします。）ごとに4,000円を加算します。）
- (2) 警戒、訓練、指導、広報その他の出動 4,000円
- (3) 前2号に掲げるもの以外の出動 1,200円

○ 費用弁償額の改正（第12条関係）

出動に応じて支給していた手当は報酬として規定するため、費用弁償と

して定めていたものを削ります。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ **経過措置**

この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例によります。

〔議第 15 号〕

美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について

【議案書：37頁】

◎ **廃止の概要**

美濃加茂市高額療養費貸付基金は昭和53年に設置されましたが、国民健康保険法の改正等に伴い、高額療養費に限度額適用認定証制度が導入されたため、貸付件数が減り続け、貸付実績がなくなりました。

今後も利用の見込みがないと想定されるため、基金を廃止することとし、条例を廃止するものです。

◎ **基金が保有している資産について**

一般会計に繰り入れ、適正に管理します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。